

別表第1

対象事業		対象経費	補助率
種類	内容		
宿泊施設における施設改修又は改築事業	<ul style="list-style-type: none"> ・客室への露天風呂の設置工事 ・客室へのユニットバス又はトイレの設置工事 ・宿泊施設のバリアフリー化工事 ・宿泊施設の外壁の塗装工事 ・宿泊施設に設置してある看板の更新工事 ・宿泊施設における Wi-Fi 環境整備に必要な機器の購入 ・Wi-Fi 環境整備に係る回線設置又は屋内外の配線工事 ・キャッシュレス決済の導入に必要な機器の購入 ・多言語翻訳機器の購入 ・宿泊施設内における多言語表記による案内版の作製及び設置工事 ・宿泊施設内におけるワーケーションの導入に必要な機器の購入費又は設備工事 ・エアコンの新規設置工事(市長が別に定める基準を満たす製品に限る。) ・その他、宿泊施設の機能が向上すると認められるもので、審査委員会が認めたもの 	<p>宿泊施設の改修若しくは改築に必要な需用費、役務費、委託料、工事請負費又は備品購入費</p>	<p>補助対象経費の10分の1の額。ただし、100万円を限度とし、1,000円未満の端数は切捨てとする。</p>
土産物又は観光アクティビティ(以下「土産物等」という。)のブラッシュアップ若しくは新規開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の土産物等のブラッシュアップに必要な経費 ・新規に土産物等を開発するのに要する経費 	<p>土産物等のブラッシュアップ若しくは新規開発に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、備品購入費又は原材料費</p>	<p>補助対象経費の10分の1。ただし、20万円を限度とし、1,000円未満の端数は切捨てとする。</p>
誘客のための情報	<ul style="list-style-type: none"> ・新規にホームページを作成する、又は既存のホームページを改修するのに 	<p>情報発信に必要な需用費、役務費、委託料、備品</p>	

発信事業	要する経費 ・その他観光に関する情報発信に要する経費	購入費又は広告宣伝費	
観光に従事する人材育成又は人材確保事業	・おもてなし向上のために開催する研修会等に要する経費 ・観光に従事する人材の求人に要する経費	人材育成若しくは人材確保に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料又は使用料	

※対象経費には、消費税は含まれません。